

特集

第62回全国都市国民年金協議会「国民年金制度改善についての要望書」に対して厚労省より回答

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から対面による実施を見送り書面での開催となった第62回全国都市国民年金協議会総会（2024年8月31日、北信越ブロック・長野県長野市）において提出された「国民年金制度改善についての要望書」※に対して同年10月厚生労働省より「回答」が出されました。「回答」の概要は次のとおりです。

※2023年10月号 (https://www.npo-nenkin.jp/web_koho/source/vol139_special1.pdf)

◆国民年金事務の一元化について

(1) 国民年金事務の日本年金機構への一元化について

現在、国民年金第1号被保険者の資格関係の届出、免除等の申請及び年金の裁定請求に関する事務については、法定受託事務として市区町村にお願いしています。

これについては、住民にとって身近な窓口である市区町村窓口で所得情報や生活保護受給情報等の市区町村が保有する情報を確認できることにより、免除申請や法定免除届出の円滑な手続きにもつながり、住民にとっても負担軽減になると考えています。

市区町村の窓口体制の強化支援については、窓口事務の円滑な実施を支援するための資料「市区町村国民年金事務サポートツール」を厚生労働省ホームページ上に掲載するとともに、日本年金機構による国民年金事務担当者向けの研修を実施しています。引き続きご理解ご協力をお願いいたします。

(2) 障害年金事務の窓口一元化について

障害基礎年金の年金請求書の提出先については、年金受給者にとっての利便性を考え、地域住民に最も身近な窓口である市区町村に法定受託事務としてお願いしています。また、障害年金の請求後に提出書類に不備があった場合は、相談窓口の連続性の観点からも、受付時に記載内容や添付書類を確認していただいた市区町村へ返戻し、住民への対応をお願いしています。

ご提案のあった、障害基礎年金の請求を20歳前傷病のみとすることについては、地域住民にとっての利便性の観点から、身近な市区町村で相談や手続きが可能な対象者が限定されることに理解が得られるかという点も踏まえ、慎重な検討が必要と考えます。

厚生労働省及び日本年金機構では、市区町村において障害基礎年金の請求書受付事務を円滑に実施していただくために、障害基礎年金お手続きガイドや障害基礎年金ハンドブックなどを掲載した「市区町村国民年金事務サポートツール（業務支援ツール）」を厚生労働省ホームページ上で掲載しています。また、市区町村向け情報誌「かけはし」において、窓口事務での注意点やよくある返戻事例や照会の多い事例を掲載するなどの支援を行っています。

さらに、YouTube 厚生労働省チャンネル、日本年金機構ホームページにてポイントや注意点を交えながら、障害基礎年金請求書の書き方を紹介した動画を掲載しているほか、日本年金機構では、「市区町村専用ヘルプデスク」を設置しています。引き続きご理解ご協力をお願いいたします。

◆国民年金事務費交付金について

(1) 国民年金事務に要した経費の全額支給について

国民年金等事務費交付金については、これまでも市区町村の超過負担が解消されるよう要望をいただいておりますが、事務費交付金をより適切に交付できるよう、引き続き必要な予算の確保に努めます。

(2) 事務費交付金等にかかる事務費負担軽減について

国民年金事務費等交付金の交付申請については、2020年度に事務実施件数に係る集計期間を変更することにより、市区町村における作業期間の延長を行いました。その後、申請に係る通知の発出に遅れが生じ、2023年度は延長前より作業期間が短くなってしまいましたが、今年度は、十分な作業期間が確保できるよう、発出スケジュールを昨年度よりも早めることを予定しています。

算定方法の見直しについては、被保険者数等の外形的な数値の判断のみで一律に交付金額を算定する方式では、市区町村の業務に要した額との乖離が生じ、実態に応じた交付が困難となるおそれがあるため、慎重な検討が必要と考えています。

これまでも要望をいただいている国民年金事務費等交付金に係る申請等業務の簡素化については、申請書への公印省略や電子媒体による提出、作成書類の削減等、事務の簡素化を行ってきました。引き続き市区町村の事務負担の軽減、作業期間の確保に努めてまいります。

◆国民年金制度に係る要望について

(1) 国民年金加入における日本年金機構での職権適用について

ア. 海外から転入し国民年金に加入しなければならない外国人について日本年金機構で職権適用することについて

外国人を含めた未加入者の解消については、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から、国外からの転入者など「個人番号新規付番者」について、個人番号を含む住民基本台帳情報の提供を受け、日本年金機構が管理している被保険者情報との突き合わせを行います。その結果、年金未加入者に対して資格取得届の提出勧奨を行い、提出がない者に対しては職権適用を行うことで、早期に適用する仕組みを2024年度下期から実施しています。

イ. 第2号・第3号被保険者から第1号被保険者への切替え時に手続き漏れや周知漏れが生じないような制度を構築することについて

国民年金の給付は、長期にわたる被保険者期間に応じ行われるものであることから、被保険者に関する事実(第2号、第3号被保険者以外の日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満であること)を正確に把握する必要があります。このため、国民年金法第12条の規定に基づき、まずは被保険者から第1号被保険者としての手続を行っていただくことが前提と考えています。

ご要望にあった、第2号被保険者等の資格喪失を契機として、即座に第1号被保険者として適用することは、本来は第1号被保険者とならない方(転職等によって引き続き第2号被保険者となる方等)を誤って適用することに繋がりがねず、この結果誤って国民年金保険料を納付するケースなども考えられることから、適切な事務の実施という観点から行うべきではないと考えています。

ウ. 障害年金受給者の法定免除該当処理を年金機構で職権適用することについて

国民年金第1号被保険者が障害年金の受給者となった場合は、日本年金機構から被保険者に対して法定免除該当届及び納付申出書の提出勧奨を行っています。これらの勧奨を行ったにもかかわらず、一定期間、届出がない場合は、納付申出については希望しないものとして法定免除該当処理を職権で実施しており、ご提案のような取扱いは既に実施しています。

(2) 国民年金保険料を前納している被保険者の国外転出時の手続きにおける対応について

下記の①及び②において、被保険者期間が引き続き者の保険料の取り扱いについては、2010年12月から、被保険者が希望したときは保険料を還付することなく、保険料納付済期間に算入することとなっています。なお、保険料を前納している強制加入被保険者が国外転出日後に任意加入の申出をした場合は、資格喪失日以後引き続き第1号被保険者とならないため保険料は還付されます。各市区町村でも被保険者が国外転出する際のご案内など引き続きご協力お願いいたします。

- ① 保険料（付加保険料を含む。）を前納している任意加入被保険者が海外から転入し、強制加入被保険者となる場合
- ② 保険料（付加保険料を含む。）を前納している強制加入被保険者が国外転出と同時に任意加入の申出をした場合

◆日本年金機構への要望について

(1) 住民向け障害年金ヘルプデスクの設置について

市区町村窓口で個別の相談対応を行っている職員へのサポートとして障害年金センターに「市区町村専用ヘルプデスク」を設置し対応しています。2023年度には、ヘルプデスクへの照会事例や年金請求書の返戻事例等の集約・分析を行い、「障害年金ヘルプデスクQ&A」及び「障害年金請求書の返戻理由と解説」を作成し、年金事務所への周知を行いました。併せて、市区町村に対しても受付業務や相談対応に活用していただけるよう送付しています。障害年金の相談体制の充実に向けて、引き続き検討していきます。

(2) 日本年金機構における電子メール等による相談対応について

ねんきんダイヤル等のコールセンターについては、コールセンター間での協力連携体制の強化、研修強化によるオペレーターの対応スキルの向上、入電が多い繁忙期や週の初日などのオペレーターの増員などにより、応答率の向上に取り組んでいます。2020年度以降70%以上を維持し、2023年度末は76.8%でした。また、年金事務所の電話については、今年度から年金事務所の規模に応じた回線数を定めた「IVR設定の標準モデル」を策定し、必要に応じて回線数を増設するなど、順次改善を図っています。

(3) 住民サービスの向上と適正な事務処理体制の確立について

日頃より、日本年金機構の実施する事務についてのご理解・ご協力と、事務に関するお客様からの照会・相談へのご対応につきまして、厚く御礼申し上げます。国民年金に係る手続き等は、年金事務所または市区町村においてできることを周知しています。いずれの場所において手続等を行うかについては、お客様が利便性を考慮して判断されるべきものであり、そうした趣旨に則り、引き続き適切に対応してまいります。

(4) マイナンバーを活用した情報連携について

現在では、マイナンバーを活用して住民基本台帳ネットワークシステムにより住所の異動情報を確認し、年金記録の住所を管理・更新していますが、転出先の市区町村にすみやかに転入届を提出されない方については、転出先の住所が確認できません。このため、一定期間、住民基本台帳ネットワークシステムにより住所の異動を確認できない方については、「転出先確認リスト」により転出元の市区町村に転出先住所を照会し、提供いただいた情報に基づき、転出先市区町村に「転入事実調査票」を送付しています。

また、住民基本台帳ネットワークシステムでは住所の異動が確認できないが、納付書等を送達できない方について、「納付書未送達者一覧」により住所の異動情報を照会しています。この照会を行うことにより、住基情報とは異なる住所や被保険者が避難している避難所、住民票の閲覧制限の有無、推定死亡に関する情報などの情報を提供いただく場合があります。引き続き、被保険者の年金受給権の確保に資する情報の提供につきご協力をお願いいたします。